

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

平成5年（1993年）に障害者の自立及び社会参加に向けた支援等のための施策について基本事項を定める「障害者基本法」が成立し、障害者施策の総合的・計画的な推進が法的に位置づけられました。平成7年（1995年）には「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正され、精神に障害を持つ人への自立と社会参加への支援が打ち出されました。さらに、平成12年（2000年）には介護保険制度が施行され、サービス利用の仕組みが利用者本人により選択する時代に移行しています。

本市においては、平成12年（2000年）に障害者基本法に基づき「ともに生きる うれしいのある まちをめざして」を基本理念とした「つちうら障害者プラン」を策定し、本市の障害者福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。

同プランの策定以後には、平成14年（2002年）に「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現を目指した「新障害者基本計画」が策定され、平成15年（2003年）に「支援費制度」が制定された後、平成18年（2006年）には、「障害者自立支援法」が施行されました。

以上のように、障害者を取り巻く社会情勢は刻々と変化し、今後もこのような傾向は続くものと予想されます。

土浦市では、平成20年（2008年）3月に策定した「第7次土浦市総合計画」に掲げる「自立と社会参加を促進する障害者福祉の充実」の実現のため、様々な状況変化に柔軟に対応し、一貫した障害者施策の展開を推進していく計画の策定が必要となっています。

## 2 計画の趣旨

### (1) 計画の目的

土浦市障害者計画は、障害者福祉や社会経済情勢の変化を踏まえ、ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人も障害のない人と同じように、いきいきと暮らせる社会の構築を目指し、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

本市では、平成12年度に「つちうら障害者プラン（前期計画）」を策定した後、平成16年度に前期計画を改定した「つちうら障害者プラン（後期計画）」を策定し、同計画の推進により障害者施策の充実を図ってきましたが、平成21年度に計画期間が終了することに伴い、障害者福祉制度の変革や障害者の新たなニーズに対応するために、この計画を策定しました。

### (2) 計画の位置づけ

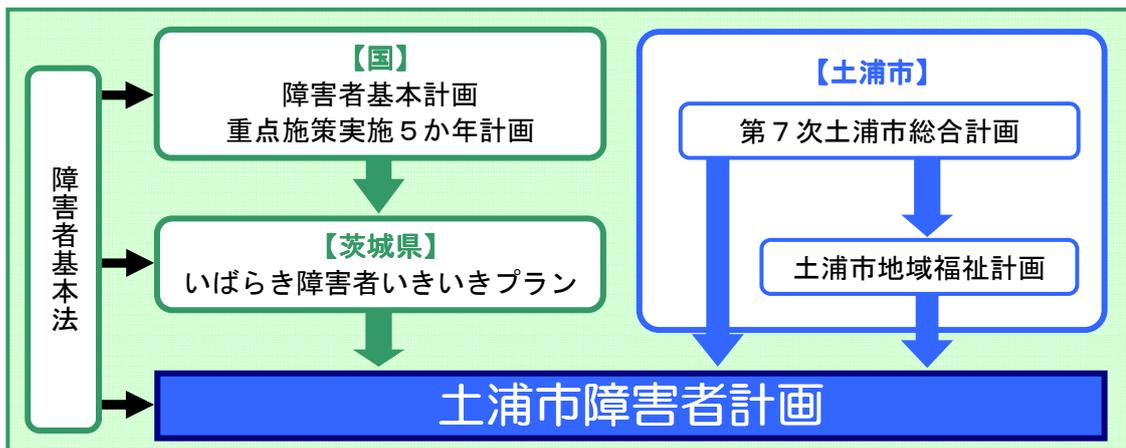
この計画は、障害者基本法第9条第3項の規定により策定する市の障害者計画で、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

策定に当たっては、本市の「第7次土浦市総合計画」を基本とし、国や県の「障害者基本計画」に則したものとするとともに、「土浦市地域福祉計画」など、本市の各計画等との整合を図ります。

#### 障害者基本法 第9条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### ◆ 計画の位置づけ



### (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成32年度までの11年間とします。

障害者を取り巻く社会情勢や関連する法律・制度などの変化に対応し、切れ目のない総合的・計画的な障害者福祉を充実させていくために必要に応じて見直しを行います。

#### ◆ 計画期間



### (4) 計画策定の体制と過程

本計画の策定に当たっては、各組織における計画内容などについての検討・協議、土浦市障害者計画（つちうら障害者プラン）の内容について分析・評価を行うとともに、各施策等の実績、国の制度改革や社会経済情勢の変化、障害者のニーズ等を総合的に把握し反映しています。

#### ① 計画の策定体制

##### 〔1〕 土浦市障害者計画策定委員会

学識経験者、市議会議員、民生委員、障害者団体及び関係機関等の役職員、公募市民により構成する「土浦市障害者計画策定委員会」において、計画内容などについて調査、審議、検討を行い、策定しました。

##### 〔2〕 土浦市障害者計画研究会

庁内組織として、関係部局から選出した委員により構成する「土浦市障害者計画研究会」を設置し、障害者計画に係る諸課題についての調査・研究、具体的施策等の検討や関係部局間の調整などを行いました。

## ② アンケート調査等による意見の反映

### 〔1〕 障害者アンケート調査

障害者の日頃の生活状況や将来の希望，あるいは様々なサービスの利用，市の障害者施策に対する意見などを把握し，計画策定の基礎資料として活用するために，「障害者アンケート調査」を実施しました。

### 〔2〕 障害者団体ヒアリング調査

障害者団体（11団体）の障害者福祉に対する意見や現状・課題などを把握し，計画策定の基礎資料として活用するために，活動の内容，活動する上での課題・問題点や障害者支援のあり方などについて「障害者団体ヒアリング調査」を実施しました。

### 〔3〕 市民，医療・福祉関係者，事業者アンケート調査の実施

計画策定に際し，本市在住の市民，市内医療・福祉関係者，市内事業者の障害者に対する意識等を把握することで，計画策定において基礎資料とするため，「土浦市障害者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

### 〔4〕 パブリック・コメントによる市民意見の反映

市ホームページ等により本計画原案を公表し，パブリック・コメントを実施することで，広く意見を聴取し，そこで寄せられた意見を計画に反映しました。

#### ◆ 計画の策定体制

